

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案

平成 1 4 年 3 月
資源エネルギー庁

1 . 法律制定の目的

- (1)近年、我が国の石油依存度の低下傾向が停滞する中、むしろ中東依存度は高まっており、さらに原子力発電所立地のリードタイムの長期化などの諸情勢の変化に鑑みれば、風力、太陽光等の新エネルギーの利用を抜本的に促進し、エネルギー源の多様化を図ることは喫緊の課題となっている。
- (2)また、地球温暖化対策の実行が焦眉の急となっている中、我が国において排出される温室効果ガスのうち、最近では、エネルギー起源の CO₂ が約 9 割を占める状況に鑑みれば、環境負荷の低い新エネルギーの利用促進は、こうした環境の保全にも寄与するものである。
- (3)欧米諸国においても、2010 年度に向けて現行水準の 2 ～ 3 倍という意欲的な再生可能エネルギーの導入目標を掲げ、販売電力量に応じ一定割合の導入を義務づける新たな制度（いわゆる R P S 制度）を積極的に導入しつつある。
- (4)かかる状況を踏まえ、我が国においても、電気事業者に一定量以上の新エネルギーを利用して得られる電気の利用を義務づける新法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）を制定する。

2 . 法律案の概要

- (1)エネルギーの安定供給に資するため、電気事業者による新エネルギーの利用に関する措置を講じ、もって環境の保全に寄与し、及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。（法第一条関係）

(2)経済産業大臣は、総合資源エネルギー調査会及び環境大臣その他関係大臣の意見を聴いて、新エネルギー電気の利用目標を定める。(法第三条関係)

新エネルギー電気：(5)の認定を受けた発電設備を用いて風力、太陽光、廃棄物、バイオマス、中小水力等を変換して得られる電気。(法第二条関係)

(3)経済産業大臣は、利用目標を勘案し、電気事業者（一般電気事業者、特定電気事業者、及び特定規模電気事業者）に対して、毎年度、その販売電力量に応じ一定割合以上の新エネルギー電気の利用を義務づける。(法第四、五条関係)

(4)電気事業者は、義務を履行するに際して、自ら発電する、他から新エネ電気を購入する、又は、他の電気事業者に義務を肩代わりさせることが出来る。これにより、電気事業者は、経済性その他の事情を勘案して、最も有利な方法を選択することが出来る。(法第五、六条関係)

(5)新エネルギー電気を発電し、又は発電しようとする者は、当該発電設備が基準に適合していることについて、経済産業大臣の認定を受けることが出来る。経済産業大臣は、バイオマス及びそれ以外の廃棄物を利用する発電設備の認定に際しては、予め関係大臣に協議を行う。(法第九条関係)

(6)経済産業大臣は、電気事業者が、正当な理由なく義務を履行しない場合には、期限を定めて、義務を履行すべき旨の勧告、又は命令を行うことが出来る。(法第八条関係)

3．今通常国会に提出する必要性

本法案は、平成13年6月にまとめられた総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会報告書において、新たな市場拡大措置を早急に制度化する必要がある旨の提言を受けて制定するものであり、また、地球温暖化問題への対応が喫緊の課題となっていること等から早期の対応が必要であり、今通常国会に提出する必要がある。

本件についてのお問い合わせ先

資源エネルギー庁新エネルギー対策課

飯田・黒田

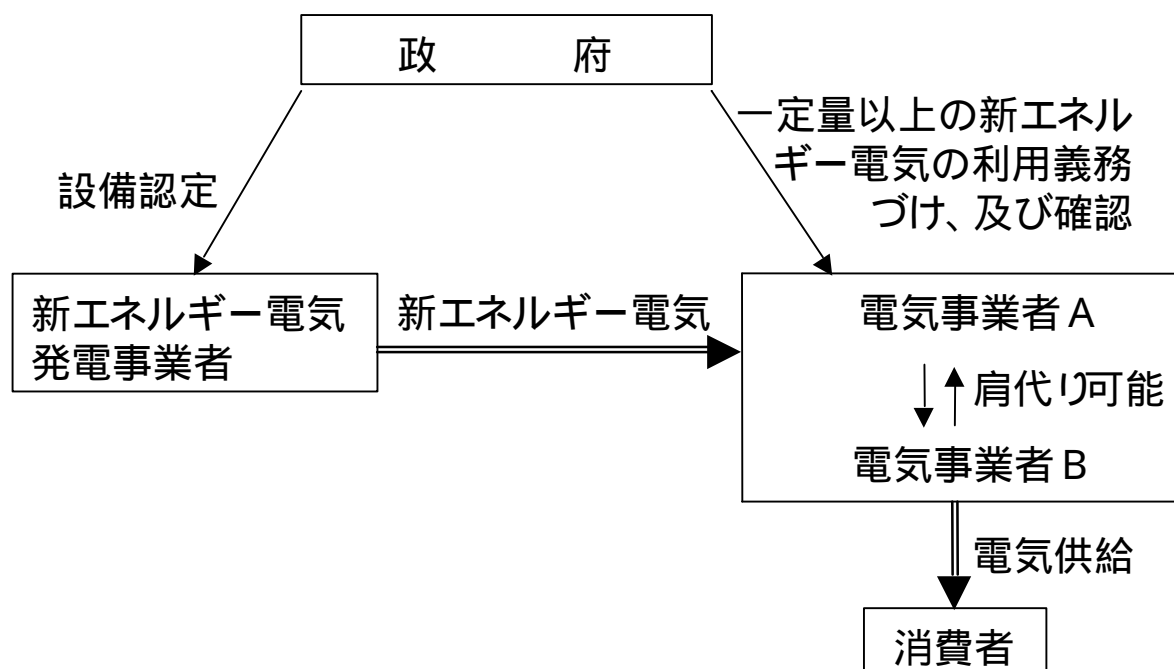
Tel :03 - 3501 - 4031

内線 4551

Fax :03 - 3501 - 1365

内線 8455

電気事業者による新エネ利用制度の概要



< 電気事業者による新エネ利用制度の内容 >

1. 政府は、電気事業者に対し、販売電力量に応じ一定割合以上の新エネルギー電気の利用を義務付け。
2. 電気事業者は、新エネルギー電気を利用する（自ら発電し、又は他者から購入する）ことにより、義務を達成。
3. 電気事業者は、その利用義務量の全部又は一部を、他の電気事業者に肩代わりさせることが可能。
4. 政府は毎年度、電気事業者の新エネルギー電気の利用状況を電子口座に記録することにより確認。義務の履行は以下から最も有利な方法を選択可能。
 - 自ら発電する
 - 他から購入する
 - 他の電気事業者に義務を肩代りさせる

新たな新エネルギー導入目標

新エネルギーとは

「新エネルギー」は、1997年に施行された「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規定されており、

石油代替エネルギーを製造、発生、利用すること等のうち、
経済性の面での制約から普及が進展しておらず、かつ、
石油代替エネルギーの促進に特に寄与するもの

として、我が国が積極的に導入促進を図るべき政策的支援対象と位置づけられている。

具体的には以下の通り。

・太陽光発電
・風力発電
・太陽熱利用
・廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造
・バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造
・雪氷熱利用

・電気自動車（ハイブリッドを含む。） 天然ガス自動車、メタノール自動車
・天然ガスコージェネレーション
・燃料電池

新たな新エネルギー導入目標

官民の最大限の努力を前提とした検討を行った結果、供給サイドの新たな「新エネルギー導入目標」を原油換算で1910万kl（一次エネルギー総供給に占める割合は3%程度）と設定。

		1999年度実績		2010年度見通し/目標				2010/1999
				現行対策維持ケース		目標ケース		
		原油換算	設備容量	原油換算	設備容量	原油換算	設備容量	
発電分野	太陽光発電	5.3万kl	20.9万kW	62万kl	254万kW	118万kl	482万kW	約23倍
	風力発電	3.5万kl	8.3万kW	32万kl	78万kW	134万kl	300万kW	約38倍
	廃棄物発電	115万kl	90万kW	208万kl	175万kW	552万kl	417万kW	約5倍
	バイオマス発電	5.4万kl	8.0万kW	13万kl	16万kW	34万kl	33万kW	約6倍
熱利用分野	太陽熱利用	98万kl	-	72万kl	-	439万kl	-	約4倍
	未利用エネルギー (雪氷冷熱含む)	4.1万kl	-	9.3万kl	-	58万kl	-	約14倍
	廃棄物熱利用	4.4万kl	-	4.4万kl	-	14万kl	-	約3倍
	バイオマス熱利用	-	-	-	-	67万kl	-	-
	黒液・廃材	457万kl	-	479万kl	-	494万kl	-	約1.1倍
合 計		693万kl		878万kl		1,910万kl		約3倍
(一次エネルギー総供給に占める割合)		(1.2%)		(1.4%)		(3%程度)		
一次エネルギー総供給		約5.9億kl		約6.2億kl		約6.0億kl程度		

新エネ施策と地球温暖化対策との関係

石油代替エネルギー対策の目標

(ポイント)

石油依存度：2010年度には45%程度まで低減

(エネルギーの長期需給見通し)

項目 \ 年度	1999年度 (構成比)	2010年度(目標) (構成比)
石油	52%	45%程度
石炭	17%	19%程度
天然ガス	13%	14%程度
原子力	13%	15%程度
水力	4%	3%程度
新エネルギー	1%	3%程度

発電電力量の推移と見通し(電気事業者)

(単位:億kWh)

年 度	1999年度		2010年度	
発電電力量	9176		9970程度	
発電別区分	実数	構成比%	実数	構成比%
LNG	2405	26.2	2549程度	26程度
石炭	1529	16.7	1599程度	16程度
石油等	1129	12.3	533程度	5程度
原子力	3165	34.5	4186	42程度
水力	893	9.7	952	10程度
地熱	34	0.4	37	0.4程度
新エネルギー	21	0.2	115	1程度
CO2排出原単位 (gC/kWh)	89.9		73.6程度	

エネルギー安定供給の確保

温室効果ガス対策の目標

(ポイント)

エネルギー起源CO₂：287百万t-C程度(90年度の水準)に削減

▲2.5%	CO ₂ 、メタン、亜酸化窒素の排出抑制
(うち) ±0%：エネルギー起源のCO ₂ 抑制	
放置すれば(現行 施策単純維持) 約2000万t-C 超過	対 策
	省エネ：▲600万t-C 新エネ：▲900万t-C その他(燃料転換等)： ▲500万t-C
▲3.7%	土地利用の変化と森林活動による吸収
+2.0%	代替フロン等(HFC、PFC、SF ₆)の排出抑制
残り (▲1.8%)	共同実施、排出量取引などの活用

これらの目標は新法及び
その他の政策支援(技術
開発・導入補助金等)に
より達成されるもの

地球環境問題への対応

新エネルギー等の利用の推進のための新法

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案

新エネルギー等の利用を促進するため、電気事業者に一定量以上の新エネルギー等を利用して得られる電気を自ら発電し、又は購入することを義務化

諸外国における R P S 制度等の導入状況について

< R P S 制度を導入済み、又は導入に向け準備中の国 >

< 固定価格購入制度 >

	米国テキサス州	オーストラリア	イギリス	イタリア	ドイツ
導入状況	○ 1999年 9 月電力再編法制定 ○ 2002年 1 月から制度開始 ただし、2001年 7 月から証書の発行のみ開始（義務はなし）	○ 2000年12月再生可能エネルギー法制定 ○ 2001年 4 月から制度開始	○ 2000年 7 月電力法の改正 ○ 2002年 4 月より制度開始予定	○ 1999年 3 月電力自由化法制定 ○ 2002年 1 月より制度開始予定	○ 2000年 2 月再生可能エネルギー法制定 ○ 2000年 4 月より制度開始
目標	2009年1月までに200万 kWhの再生可能エネルギー発電設備を増設	2010年までに95億kWhの再生可能エネルギー電力を追加導入	2010年までに総販売電力量の10%の再生可能エネルギー電力を導入	2008年～2012年の目標期間に再生可能エネルギー発電設備を2470万 kWまで増設	2010年までに総エネルギー消費における再生可能エネルギー源の割合を 2 倍以上（5% → 10～12.5%）
義務	『競合電力小売事業者』に対して販売電力量の一定割合に相当する証書の保有を義務付け	『電力卸売(小売)事業者』に対して販売電力量の一定割合に相当する証書の保有義務付け	『電力供給事業者』に対して販売電力量の一定割合に相当する証書の保有を義務付け	『発電事業者』に対して販売電力量の一定割合に相当する証書の保有を義務付け	『系統運用者』（電力会社）に対して再生可能エネルギー電力の全量購入を義務付け
主な対象エネルギー	太陽光、風力、地熱、水力、波力、潮力、バイオマス、埋め立て地からのメタンガス	太陽光、風力、地熱、水力、波力、潮力、エネルギー作物、下水ガス、バイオ系廃棄物、自治体ゴミ燃焼（非化石燃料起源分のみ）	太陽光、風力、水力（規模制限有）、波力、バイオマス、地熱、潮力、波力、下水ガス、廃棄物（非化石燃料起源のみ）	太陽光、風力、地熱、水力、波力、バイオマス、廃棄物	太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、埋め立てゴミからのメタンガス（規模による制限有）
罰則等	1 MWh当たり50ドル又は当該期間の平均市場価格の 2 倍のうちどちらか小さい方	・ 10%以上の不足分はチャージを支払った上で3年以内の猶予期限があり ・ 期限内の支払いができなければチャージが没収される。	検討中	確認中	